

原安 第 724 号
平成24年12月17日

玄海原発プルサーマル裁判の会
代表 石丸 初美 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同代表 野中 宏樹 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する質問書に対する回答について

2012年11月5日付けで提出のあった質問書について、別紙のとおり回答します。

玄海原発再稼働に関する質問書への回答

(1) 9月11日に私達は――

2011年7月6日に原子力安全委員会は、総合的安全評価の実施を経産大臣に要請し、原子力安全・保安院は、各電力事業者にストレステスト（一次、二次）の実施を7月22日に指示しました。しかし、昨年末が期限となっていた過酷事故時の対策の有効性などを調べる二次評価は、各電力事業者からいまだに出ていません。無視しているとしか思えません。原子力安全委員会が、今年3月23日に出した文章では二次評価を速やかに実施するよう催促を求めています。また、9月6日には全国知事会が細野原発事故担当大臣に提出した原発安全対策の中で、二次評価の実施を求めています。

二次評価も原子力安全委員会の要請であり、保安院長の指示である以上、九州電力も出すべきだ。【はい、いいえ】

と質問しました。県からの回答は――

「平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会の委員長は、平成24年9月19日の記者会見で『ストレステストを含む、いわゆる暫定基準というのがありまして、これ（暫定基準）については、それにとらわれなくて新たな基準で見直します』と発言されています。」

というものでした。知事の回答は何も答えていません。試験だったら0点です。再度質問します。

東電の福島原発事故への対応が全くずさんであり、事故を深刻なものにしたことは周知の事実です。二次のストレステストは過酷事故対策の有効性を調べるものであり、九電がどこまで出来ているか当然評価されるべきです。その評価が出ないとすれば、再稼働することは許されません。また全国知事会の要請、規制委員会委員長の発言からしても二次のストレステストを九電が実施する責任があると言わねばなりません。

佐賀県知事として九電に二次のストレステストの実施を要請すべきではないですか。

〈はい、いいえ〉でお答えください。また、その理由も教えて下さい。

(答)

原子力発電所の規制監督については、法令に基づき一元的に規制監督権限を有する国が責任をもって行うべきであると考えています。

なお、現在、原子力規制委員会において新たな安全基準が検討されていますが、ストレステストについては、平成24年9月25日の原子力規制庁のブリーフィングで、原子力規制委員会の考えとして、

- ・ストレステストについて審査を続けるかどうかを含めて議論をする
- ・ストレステストそのものはいわゆる安全対策、安全向上に役立つということで、参考資料にはしたい
- ・ストレステストに捕らわれなくて判断基準を自ら考える
- ・各電気事業者に対してストレステストをやらなくていいとか、やるべしとか、そういうことは言わない

とされています。

(2) 規制委員会では、新しい安全基準やバックフィットの仕組み等は、パブリックコメントを経て来年7月までに改正原子炉等規制法で法制化されます。しかし、規制委員会委員長は、9月26日の記者会見で新しい安全基準の骨格を来年3月までに策定し、骨格段階でも再稼働の判断を行う可能性を示唆しています。安全基準の骨格段階で再稼働の判断を行うとは、法律を踏みにじるものです。委員長発言を確認の上、発言を撤回するよう知事として要請して下さい。要請しますか。

〈はい、いいえ〉でお答えください。また、その理由を教えてください。

(答)

原子力発電所の再稼働については、政府が責任をもって判断をすべきものであると考えています。現時点では、国において新たな安全基準や原子力規制委員会の審査方針がまだはっきりしておらず、今後、どのような審査が行われ、どのような手続きで進められるのか注目したいと考えています。

(3) 私たちとの話し合いの場について拒否されました。「やらせ」についてまったく反省されていないことがよくわかりました。

「賛成派・反対派のどちらとも会わない」という言い方そのものが、国民多数の世論が「脱原発」となっている時代の変化についていけないように聞こえます。住民の意見を聞かない姿勢は、「住民自治」をうたう地方自治の本旨からも逸脱し、勝手になんでも決めてしまう独裁政治だと、私達は思わざるをえません。「賛成派・反対派のどちらとも会わない」ということは、独裁政治とは思いませんか。

〈はい、いいえ〉でお答えください。また、その理由を教えてください。

(答)

様々な県政の課題については、県民の代表である県議会での議論を踏まえて対応しています。なお、県民の方々からの様々な要請、要望などについては、担当本部においてお受けしており、その声は私のところに届けられています。

(4) 規制委員会は、防災計画の整備を原発再稼働の「最低条件」としており、重点区域の自治体は、来年3月までに計画を作ることになっています。

①実効性のある避難対策が出来るまで再稼働をしないとする規制委の考えに、知事は従いますか。〈はい、いいえ〉でお答えください。また、その理由を教えてください。

②10月28日、佐賀県においても原子力避難訓練が行われましたが、実効性のある避難訓練はできましたか。〈はい、いいえ〉でお答えください。また、その理由を教えてください。

③私達も今回の訓練を玄海町で見学しましたが、ある町民の方は「訓練をやるということは、事故が前提になっているということ。ばかにするな」と言われていました。訓練は事故が起きることを前提としているのですか。〈はい、いいえ〉でお答えください。また、その理由を教えてください。

(答)

- ① 原子力規制委員会の委員長は、地域防災計画や避難計画については、記者会見で「地域の防災計画ができないと、最低限の条件は揃わない」と発言され、また、「避難計画イコール再稼働の条件ではない」とも発言されています。

なお、原子力発電所の再稼働については、国において、今後、どのような審査が行われ、どのような手続きで進められるのか注目したいと考えており、玄海原子力発電所の再稼働について言及する段階にはないと考えています。

- ② 10月28日(日)に実施しました原子力防災訓練の成果としては、

- ・84機関約3万2千人もの参加があり、原子力災害時の対応を広く知っていただけたこと
- ・特に住民避難では、住民の方自身にご参加いただき、避難経路の確認ができ、その理解が得られたこと
- ・県・市町、防災関係機関の防災対策に対する対応とその連携が図られたこと

があったものと考えています。

この訓練では、実際に約1,170名の住民の方に発電所から30キロ圏外へバスや自家用車で避難をしていただきました。避難経路の確認など、実際に避難を体験していただいたことで、参加された住民の方の原子力防災に対する意識の向上が図られたと考えています。

また、学校、福祉施設などで訓練当日までに、約29,000人と多くの方が屋内退避訓練に参加していただきました。実際に行動に移していただいたことで、原子力防災に対する備えについて、理解していただけたと考えています。

- ③ 原子力発電所に何か事故が起きて、大規模な避難をしなければならないということはあってはならないことでありますが、もし万が一に事故が起きた時にどうするか、日頃から考えて準備しておくことが重要であるため、原子力防災訓練を実施しています。

(5) 九州電力が玄海原発の再稼働をしようとした時に、知事として地元同意をするかしないか判断が求められます。

政府、規制委員会、電力会社は事故時の責任をおしつけあっていますが、玄海原発で事故が発生した場合、その責任はどこにあると知事はお考えですか。また、地元として同意した知事には県民の生命・財産を守る責任があると思いますが、知事としてどのように責任を取るつもりでしょうか。具体的にお答えください。

(答)

枝野経済産業大臣は10月5日の記者会見で、「万が一事故が起こった時の法的責任主体としての国の中には、内閣も規制委員会も全部含まれる」「判断については国として万が一間違っていた場合には責任をとります」と発言され、さらに、「あくまでも責任が問われるのは、もちろん事業者ですけども、事業者であり国である」と発言されています。

県としては、原子力発電所の安全確保については、国と電力事業者が一義的にはしっかりとした責任を果たしていただかなければならないと考えています。

また、原子力発電所の再稼働については、今後、国において、地元の理解も含めてどのような手続きで進められるのか注目したいと考えており、玄海原子力発電所の再稼働について言及する段階にはないと考えています。